

第2号議案 別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地の変更
(別府市決定) について

別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地の変更（別府市決定）

別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地中 1号朝見川緑地を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
1号	朝見川緑地	別府市浜脇1丁目、浜脇2丁目 浜脇3丁目、朝見1丁目 朝見2丁目、朝見3丁目 原町、中島町、光町、 立田町、南町、松原町、 浜町	約7.3ha	河川緑地

「区域は計画図表示のとおり」

【変更理由】

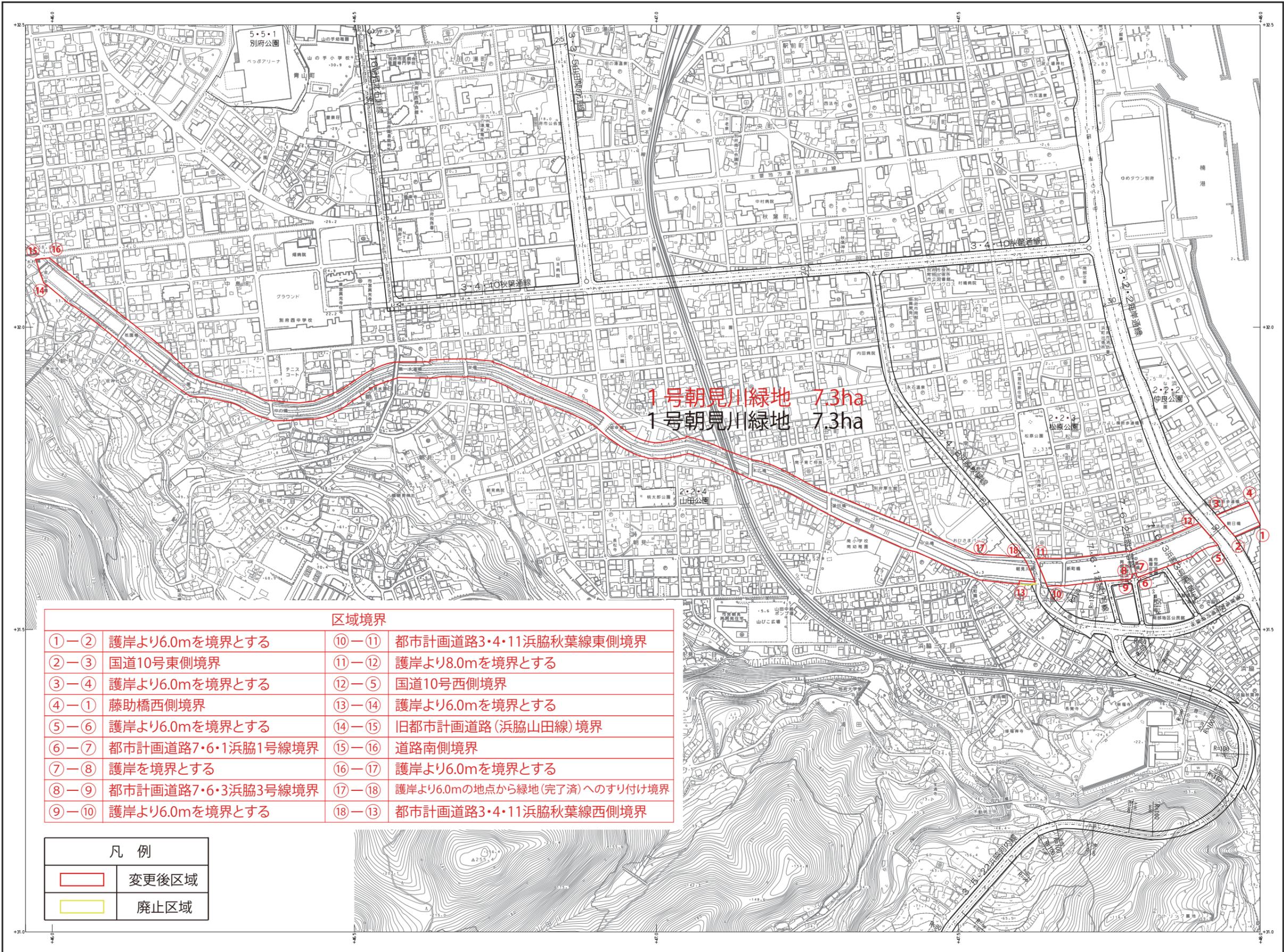
別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地 1号朝見川緑地は、昭和38年に内外観光客の休養慰楽に資する目的で朝見川に沿った快適安全な通行・散策路として計画決定され、昭和56年、平成29年の区域の変更を経て、現在に至っている。

今回、3・4・11号浜脇秋葉線に伴い、一部区域変更するものである。

新 旧 対 照 表

新				旧				備考
名称		位置	面積	名称		位置	面積	
番号	緑地名			番号	緑地名			
1号	朝見川緑地	別府市 浜脇1丁目, 浜脇2丁目, 浜脇3丁目, 朝見1丁目, 朝見2丁目, 朝見3丁目, 原町, 中島町, 光町, 立田町, 南町, 松原町, 浜町	約7.3ha	1号	朝見川緑地	別府市 浜脇1丁目, 浜脇2丁目, 浜脇3丁目, 朝見1丁目, 朝見2丁目, 朝見3丁目, 原町, 中島町, 光町, 立田町, 南町, 松原町, 浜町	約7.3ha	一部区域の変更

別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地の変更(別府市決定) 計画図



区域境界	
①—② 護岸より6.0mを境界とする	⑩—⑪ 都市計画道路3・4・11浜脇秋葉線東側境界
②—③ 国道10号東側境界	⑪—⑫ 護岸より8.0mを境界とする
③—④ 護岸より6.0mを境界とする	⑫—⑬ 国道10号西側境界
④—① 藤助橋西側境界	⑬—⑭ 護岸より6.0mを境界とする
⑤—⑥ 護岸より6.0mを境界とする	⑭—⑮ 旧都市計画道路(浜脇山田線)境界
⑥—⑦ 都市計画道路7・6・1浜脇1号線境界	⑮—⑯ 道路南側境界
⑦—⑧ 護岸を境界とする	⑯—⑰ 護岸より6.0mを境界とする
⑧—⑨ 都市計画道路7・6・3浜脇3号線境界	⑰—⑱ 護岸より6.0mの地点から緑地(完了済)へのすり付け境界
⑨—⑩ 護岸より6.0mを境界とする	⑱—⑰ 都市計画道路3・4・11浜脇秋葉線西側境界

凡例	
	変更後区域
	廃止区域

1 : 2,500

別府市